



附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

鳥取県訓令第六号

鳥取県行幸啓奉迎本部における文書の取扱いについての特例に関する規程を廃止する訓令を次のとおり定める。

昭和四十年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県行幸啓奉迎本部における文書の取扱いについての

特例に関する規程を廃止する訓令

鳥取県行幸啓奉迎本部における文書の取扱いについての特例に関する規程(昭和四十年一月鳥取県訓令第一号)は、廃止する。

附則

この訓令は、昭和四十年六月一日から施行する。

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年六月一日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則  
職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委

員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の福祉事務所の項中

「精神薄弱者」を「精神薄弱者」に改め、同表の知事部局の身体障害福祉司 福祉主任

者更生相談所の項中 「所長」を「所長 次長」に改

め、同表の知事の事務部局の身体障害者更生指導所の項中

係長」を「次長 係長」に改め、同表の知事の事務部局の児

童相談所の項中 「所長」を「所長 次長」に改め、

同表の知事の事務部局の整肢学園の項中 「事務長」を「事務

長 事務次長」に改め、同表の知事の事務部局の病院の項中 「係長

」を「係長 給食主任」に改め、同表の知事の事務部局の内職公共職業補導所

の項中 「所長」を「所長 次長」に改め、同表の知

事の事務部局の鹵検定所の項中 「所長」を「所長

次長」に改め、同表の知事の事務部局の水産試験場の項中

「庶務係長」を「庶務係長」に改め、同表の知事の事務部局の土木出張

所の項中 「建築技術主任」を「建築技術主任 土木技術主任」に改め、同表の監査委

員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

員事務局の項中「次長係長」を「局長補佐 監査主任」に改める。

別表第七の知事の事務部局の保健所の項中「レントゲン主任」を「係長」に改める。

「係長」  
「レントゲン主任」  
「食品環境主任」  
「防疫主任」  
に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

企業訓令

鳥取県企業訓令第一号

鳥取県企業局西部建設事務所処務規程の一部を改正する企業訓令を次のとおり定める。

昭和四十年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県企業局西部建設事務所処務規程の一部を改正する

企業訓令

鳥取県企業局西部建設事務所処務規程（昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中

鳥取県企業局西部建設事務所境港駐在所 境港市 を

鳥取県企業局西部建設事務所境港駐在所 境港市  
鳥取県企業局西部建設事務所生山駐在所 日野郡日南町

に改める。

附則

この企業訓令は、昭和四十年六月一日から施行する。